

監査公表第6号

令和2年3月19日

周南市監査委員 中村 研二

周南市監査委員 青木 義雄

財政援助団体等監査結果の報告に係る本市関係の措置状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による財政援助団体等監査（公益財団法人周南市文化振興財団）を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定し市長等に提出しましたが、同条第12項の規定により、市長から本市関係について当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、公表します。

1 監査の対象（本市主管課関係）

地域振興部文化スポーツ課

2 監査の範囲（本市主管課関係）

公益財団法人周南市文化振興財団に関する出資に係る財産台帳の管理状況及び当該財団に対する平成30年度指定管理料の予算執行、指定関連手続等

3 監査の実施期間

令和元年12月2日から令和2年3月10日まで

4 監査の結果に基づき措置を講じた内容

(1) 指定管理事務

ア	指摘事項	備品について、適正な管理がされていないものがあった。
	措置状況	今後は適正な財産管理を行います。